

甲賀市地域福祉(活動)計画策定委員会 第6回策定委員会議事録(要約版)

- 日 時 : 2006年10月30日(月) 午後1時30分~4時00分
- 場 所 : 水口社会福祉センター2階中会議室

甲賀市地域福祉(活動)計画策定委員会事務局

第6回 甲賀市地域福祉(活動)計画策定委員会 議事録

【次第】

- 1 あいさつ
- 2 報告事項
 - (1) 進捗状況・経過について【資料①】
 - (2) 施設・団体調査の集計結果・分析について【資料②】
 - (3) 小地域住民懇談会の結果報告について【資料③】
 - (4) パブリック・コメントの確認について【資料④】
- 3 協議事項
 - (1) 第5回策定委員会議事録の承認について【資料⑤】
 - (2) 計画の第1次案について【資料⑥】
 - (3) 今後の策定作業スケジュールについて【資料⑦】
- 4 その他

【出席委員】

策定委員11名 津止委員長、金子副委員長、黄瀬委員、山口委員、大平委員、
吉田委員、坂本委員、横井委員、城山委員、古川委員、辻委員
欠席(杉本委員、林田委員、田代委員、藤本委員)

ワーキングスタッフ(市職員スタッフ・市社会福祉協議会スタッフ・大学スタッフ)

【配付資料】(全て事前配付済み)

- ① 進捗状況・経過説明
- ② 施設・団体調査の集計結果・分析
- ③ 小地域住民懇談会の結果報告
- ④ パブリック・コメント
- ⑤ 第5回策定委員会議事録
- ⑥ 計画の第1次案
- ⑦ 今後の策定作業スケジュール

事務局: それでは、定刻が参りましたので、第6回甲賀市地域福祉(活動)計画策定委員会を開催いたします。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

1 あいさつ

津止委員長 挨拶

2 報告事項

(1) 進捗状況・経過について (資料①)

事務局より前回の策定委員会以降の作業経過、進捗状況を説明

(2) 施設・団体調査の集計結果・分析について (資料②)

委員長:施設・団体調査の集計・分析結果については、前回の策定委員会にて大まかに説明をさせていただきました。本日の資料は、その後、内容を精査した資料になっています。
(津止委員長より概要説明)

委員長:調査に協力していただいた施設・団体へは、協力のお礼として本報告書をお返ししたいと思います。内容についてお気づきの点がございましたら事務局までご意見をお願いいたします。

(3) 小地域住民懇談会の結果報告について (資料③)

事務局:(事務局より概要の説明)

懇談会の参加者アンケートを見ていると、良かったというご意見を多数いただいています。しかしながら、良くなかったという意見も一部の地域では集中して書かれていました。このことについては、こちら側の準備や進行の仕方、住民とのコミュニケーション等に反省すべきところがあると思います。また、懇談会にて出された内容については、出来る限り計画に反映していくように努めています。

委員長:ありがとうございました。本計画を策定する際、住民の声を把握し、計画に反映させることが重要です。懇談会の実施は大変でしたが、膨大かつ貴重な資料が集まりました。その内容は狭い福祉の領域にとどまらず、生活課題全般に渡っていたと思います。また、このような機会が継続されることによって、地域住民の地域に対する関心も高まっていくものと思います。

策定委員の皆様にも何度となく参加していただき、ありがとうございました。記録用紙の内容はかなり細かい実情が記載されているため、公開することは難しい面もありますが、委員の皆様も可能な範囲で活用していただければと思います。懇談会についてのご感想、ご意見をお願いします。

大平委員:参加者アンケートの内容を見ていると、懇談会の感想としては良かったけれども、初

めてのことで主旨がよく分からずに参加した、や、主旨は理解できたが今後何をどのようにしていけばよいのか分からない、今回の参加者は役員が多かったので一般住民の参加を促す必要があるなどの意見も多く見られました。

住民から意見を聞いて終わり、ではなく、こちらからお返しすることが大切なのですが、懇談会の結果や計画書を提示して、果たしてどのくらいの住民が中身を読んでくださるのでしょうか。今後は、計画の周知の方法についても考えていくことが重要になると思います。やはり、懇談会を繰り返し行っていないことにはなかなか広がらないと思います。

委員長:キャッチボールのできる体制をしっかりと作り、住民の皆様の期待に応えられるようにしていく必要があります。住民懇談会が計画策定の基礎資料のためだけでなく、計画策定後も継続して行われるように進めていくことが大切です。

古川委員:良い意見もたくさんいただいたのですが、その内容は福祉にとどまらず、生活の中での不便さを訴えたものなど生活全般の課題に関する内容が多かったように思います。これらの意見の一つひとつを解決することは困難ですが、住民の皆様から直接話を聞く事ができ非常によかったと思います。

委員長:開催する側も参加する側も地域福祉(活動)計画という舞台に慣れていないために、懇談会の主旨を共有することができず、テーマから外れた意見が出てしまったのではないかとと思います。充実した懇談会を開催するには、社協や行政もこういったことに手慣れていく必要があると思います。

坂本委員:多くの懇談会が開催場所に公民館を使っていたと思います。公民館は地域活動の拠点としてあるものですが、日頃行き慣れていない人にとっては参加の足が遠のいてしまい、結果、当事者の参加が多くなったように思います。活動の「拠点」についてしっかりと考えていく必要があると思います。これは、計画内容にも関わる大事なことだと思います。

委員長:今回の懇談会は、ふれあいいいききサロンなど、実際に活動が行われているところを中心にモデル区を選定したため、高齢者を中心とした懇談会が多くなったのだと思います。今後懇談会を行う際は、取り上げるテーマや開催場所、召集範囲等について計画的に実施することが必要だと思います。

(4) パブリック・コメントの確認について (資料④)

委員長:それでは、パブリック・コメントについての報告をお願いします。先日行われた市議会民生常任委員会と市議会全員協議会(以下、「議会」)の内容と併せて報告をお願いいたします。

(事務局よりパブリック・コメントの概要を説明)

事務局:パブリック・コメントの公表は、11月15日より、市ホームページや社会福祉課もしくは各支所総合窓口課、市社協の各センターにおいて閲覧できるようにいたします。また、市と市

社協の広報紙にてパブリック・コメントを募ることについての広報を行います。

募集期間は、11月15日から12月14日の1ヶ月間となっています。応募資格は、市内に在住・在勤・在学する方、市内に事業所または事業を有する個人および法人その他の団体、市に対して納税義務を有する方としています。

また、前回の策定委員会にて、外国人への広報の仕方についてのご指摘をいただいていた。事務局で検討した結果、英語とポルトガル語に翻訳したものを公表することにいたします。

事務局(酒井社会福祉課長):続きまして、議会の報告をさせていただきます。パブリック・コメントの公表内容については、当初、基本方針と基本理念を中心とし、計画の方向性を6ページ程度にまとめたものを公表する予定で準備しておりました。議会においてもそのように説明をいたしましたところ、理念と方向性だけを公表したのでは、計画に反映することのできる、内容のある意見をいただくことは難しいのではないかという指摘を受けました。

計画の第一次案は、市民意識調査や住民懇談会などを重ね、膨大な数の意見を基に出来上がってきたものです。パブリック・コメントについても同様に、計画内容に反映できる意見を沢山いただきたいと思っています。また、調査や懇談会に協力してくださった方は特に、自分たちの意見がどこにどのように反映されているのか、高い関心を持って見ていただけるのではないかと思います。

事務局といたしましては、本計画の策定経緯やその特徴、議会からの指摘を踏まえ、パブリック・コメントにおいても計画第一次案として本体すべてを公表し、意見を募りたいと考えている次第です。

したがって、計画第一次案を公表することについて、本日の策定委員会にて協議をしていただきますようお願い申し上げます。

委員長:ありがとうございます。パブリック・コメントの公表内容については、この後、協議し決定したいと思います。パブリック・コメントの広報について何かご意見はございませんでしょうか。

辻委員:一般の人にとって“地域福祉計画”と“地域福祉活動計画”の違いは理解していただけるのでしょうか。混同される恐れがありますので、広報内容に、行政計画と市社協の計画について分かりやすい説明を入れておいたほうがよいと思います。

委員長:地域福祉(活動)計画とはいかなる計画であるのかについて、説明を入れることにします。

3 協議事項

(1) 第5回策定委員会議事録の承認について (資料⑤)

委員長:第5回策定委員会議事録(要約版)の内容について異議はございませんでしょうか?

大平委員:この議事録では発言者の名前が「委員」とされています。自分の発言した箇所については承認を行うことができますが、議事内容全体を承認せよと言われてもそれはできません

ん。だれがどのような発言をしたのか、責任の所在を明らかにするという点からも、委員名を入れる必要があるのではないのでしょうか。他の委員会では、自分の発言した箇所については責任をもって修正を行うのが通常のように思います。

城山委員：発言の内容によっては委員名が無いほうがよい場合もあるようにも思います。

大平委員：内部資料としての議事録であれば、それでもよいと思いますが、やはり行政計画の議事録はだれが何を言ったかを記録することは必要だと思います。

委員長：公のものであるからこそ、委員名を明記し、委員としての発言に重みをもたすべきというご意見です。市では総合計画など他の議事録はどのように扱っているのでしょうか。

事務局：委員名は明記していません。

委員長：市としては、委員名を特記する必要はないようですが、第6回の策定委員会以降は委員名を入れるようにし、発言箇所については議事内容に大きく反れない範囲での修正を各委員にて行えるようにしていきます。第5回の議事録については、この内容での承認をお願い申し上げます。よろしいでしょうか。
(委員より異議なしの声)

(2) 計画の第1次案について (資料⑥)

委員長：それでは協議事項の(2)に移ります。計画の第一次案についての説明をお願いします。
(大学スタッフから概略の説明)

委員長：ありがとうございます。計画の第一次案は前回の委員会にて提示いたしました。本日の第一次案は、その後の委員の皆様からのご意見を踏まえて修正した内容となっています。計画内容についてのご意見をお願いいたします。

甲賀市地域福祉(活動)計画 第一次案 目次

- 序章 計画の基本的な考え方
- 第1章 甲賀市の地域特性
- 第2章 市民の地域福祉に関する意識と活動の現状と課題
- 第3章 基本理念と4つの基本方針
- 第4章 基本方針と地域福祉施策や活動の展開
- 第5章 重点プラン
- 第6章 計画の推進体制
- 資料編

古川委員：第2章4節に計画の課題が5つありますが、第3章の理念・方針のどの部分がこれらに対応しているのかを教えてください。

↳大学側:5つの課題に対応する方針を説明

↳古川委員:パブリック・コメントを求めるにあたって、住民が見て分かりやすい構成になっている必要があると思います。課題とそれに対応する方針がつながるような工夫が必要だと思います。

古川委員:第2章1節には、ユニバーサルデザインの考えに立った施策が課題として書かれていますが、基本方針にはユニバーサルデザインの文言が出てきていません。入れなくてもよいのでしょうか？

↳大学側:現在、議論をしている最中でまだ含まれておりません。

↳古川委員:この他にも、課題には書かれているのに施策の展開では触れていないものがあるように思います。今、議論しているのでは、パブリック・コメントに間に合わないのではないのでしょうか。

委員長:計画の課題と基本方針の整合性がとれているかどうかというご指摘をいただきました。

ユニバーサルデザインの文言を基本方針に入れるかどうかは、行政の今後の施策の方向とも関係があります。パブリック・コメントを求める段階では内容に不備・不足があるとは思いますが、委員や住民の皆様からのご意見を含めて計画に盛り込んで行きたいと思っています。ユニバーサルデザインの文言については、先に計画に加えておきたいと思っています。計画の課題と方針との整合性についても、確認できるところは修正していきたいと思っています。

古川委員:最初に辻委員からも発言がありましたが、地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係についてです。計画の中で、この部分は地域福祉計画で、この部分は活動計画であるという明確な区分けは必要ないものなののでしょうか。このあたりが住民の皆様理解していただけるのでしょうか。

↳大学側:計画は、別冊で作る場合もあれば、見た目は一冊でも前半は地域福祉計画、後半は活動計画と二部式になっているもの、そして本市のように一体となっているものなど市町村によっていろいろです。本市の計画がどのような構成になっているのかの説明は、序章の4地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定の意義に書いてあります。

確かに一体策定のために、市と市社協の役割分担が曖昧になる恐れがありますが、具体的な施策・活動についてはその推進主体を示すことによって区分しています。一体となって策定することによって、市がするもの、市社協がするもの、二者が協力してするもの、住民との協働で進めていくものなど、柔軟かつ横断的な計画が策定できると思います。

↳辻委員:地域福祉計画の位置づけそのものが理解されていない人も多いように思います。

↳委員長:この件については、ワーキンググループ内でもずいぶんと議論をしたところですが、地域福祉計画は、他の個別計画とは異なる性質を持っており、個別計画ではカバーすることのできないところを扱っています。

本計画は、目の前の課題に対して、行政計画としてはどのような対応ができるのか、市社協としてはどうかという両者の視点から取り組むもうとするものです。できる限り推進主体を明確にしていくように努めますが、やはり、分かりづらい部分もあるとは思いますが。見やすくするためのアドバイスがありましたらぜひお願いします。

坂本委員：行政と社協の大きな違いは、行政が市民すべてを対象にしているのに対して、社協は行政の補助金と社協会費を基に、社協会員に対して行うものだという事です。つまり、行政と社協とではエリアが異なっているのです。

行政の福祉計画は、行政が責任をもって市全体の福祉を進めていかなくてはなりません。実施計画のすべてを社協に背負わせるようでは、社協はパンクしてしまいます。

辻委員：第5章2節(4)に、「健康福祉会の会員」とありますが、会員とすると対象が限定された印象を受けます。住民すべてが対象であるので、会員とすると誤解を招くのではないのでしょうか。また、市社協には福祉推進員や健康推進員が既にありますが、こういった名称を新たに用いることに問題は生じないのでしょうか。

↳市社協：ご意見のとおり、健康福祉会の「会員」ではなく、健康福祉会の「委員」であれば問題はないと思います。健康福祉会の会員は「地域に住んでいるすべての人」を指しており、その中で意欲のある人は委員となって活動していただくという解釈が必要です。

↳委員長：名称については仮称としたほうがよさそうです。名称はいかにあれ、「健康福祉」の概念に基づいた住民組織が必要であるということです。この件については社協内部においても議論を深めてください。

黄瀬委員：同じく第5章2節(2)区・自治会単位に「健康福祉会」(仮称)を設置の事です。区・自治会に健康福祉会(仮称)が出来上がった際、健康推進員や福祉推進員の役割は大きくなると思われます。しかしながら、健康推進員になるには6ヶ月間の研修を受ける必要があり、また、その人数は市より定められています。今後、きめ細かな健康づくりと福祉活動を進めていくために、区・自治会の中から健康推進員を増やしていけるよう、枠を広げてほしいと思います。

↳辻委員：健康推進員の人数枠については、基本的には40世帯に1人程度を配置することが理想とされていますので、不足している状態です。ただ、単純に世帯割合で配置するのではなく、地域の実状に合わせて必要な人数を再検討し、年次計画を立てて充実していく必要があると思います。

黄瀬委員：現在、健康推進員と福祉推進員がありますが、ここに新たに健康福祉推進員を作るということですが、既に出来上がっている組織についてはどのように捉えればよいのでしょうか。

↳委員長：既に組織が出来上がっているところはいくつかあると思います。その場合、名称は異なっても健康福祉推進員と同じと理解します。名称を統一するというよりも、全市に同じ機能を持たせるということです。

健康福祉推進組織の構想図に関する議論(割愛)

構成について(公民館、第二種福祉施設の扱い)など

副委員長:議論が非常に細かいところに入ってしまったが、計画の骨子や構成についての議論をしたいと思います。本市の計画は「現状-課題-方針-実施計画」と構成されており、その内容は地域福祉(活動)計画としてはかなり具体的なものになっていると思います。他市の計画では方向性を示すにとどまっているものもあります。具体的な施策や活動を掲げるということは、個別計画が担う部分に踏み込むことを意味し、実現性として難しい面も出てくると思います。どの程度まで踏み込んで書くのかは、分野別計画との擦り合わせが必要だと思います。

委員長:主要な施策については、個別計画に委ねるべきだと思います。本計画では、個別分野では書ききることのできない事象を中心に展開していくとよいと思います。

黄瀬委員:自治会組織に加入されていない住民への対応については以前より課題にあがっていました。こういった方のフォローは区・自治会、小学校区でも難しいといえます。この件についても議論を深める必要があると思います。

副委員長:第1章5節障がい児・者の状況のところは、単に障がい者の人数を書くのではなく、本市は他には見られないほどグループホームが充実しているなど、特徴やその背景を入れると良いと思います。

委員長:まだまだ完成には遠いところではありますが、本日の協議内容を踏まえて、パブリック・コメントの資料として公表したいと思います。

明らかに修正が必要な箇所については、修正をいたしますので、11月6日までに事務局までご連絡をお願いいたします。

(3) 今後の策定作業スケジュールについて (資料⑦)

(事務局より説明)

委員長:その他ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは第6回甲賀市地域福祉(活動)計画策定委員会を終了いたします。